

御代田 消防署がみんなさんへ



火災から大切な生命を守るために
住宅用火災警報器等を設置しましよう

ご存知ですか？

消防法及び市町村条例により
すべての住宅に火災警報装置等の設置が
義務付けられています。

いつまでにつけるの…？

新築住宅は平成18年6月1日よりすでに施行されていますが、既存の住宅は猶予期間(平成21年5月31日まで)があります。

なぜつけるの…？

住宅火災の死者が急増しています。特にその半数以上が高齢者で、死亡原因の7割が逃げ遅れによるものです。アメリカでは住宅用火災警報器等の設置が義務化され、その後21年間で火災による死者は約半数にまで減っています。

平成19年度「防災管理者資格取得講習会」「危険物取扱者保安講習」が実施されます。

	開催日	願書受付期間	開催場所
防災管理者資格講習会	7月4・5日 (2日間)	6月18日～ 6月27日まで	佐久合同庁舎
危険物取扱者保安講習	8月3日	6月11日～ 6月22日まで	佐久合同庁舎

簡易診断の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- 一戸建て住宅
(店舗併用住宅などの併用住宅を含みます)
- 在来工法の木造住宅
(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません)

あなたの家は地震がきても大丈夫？

「木造住宅」簡易耐震診断

町では、近い将来発生が予測されている東海地震などの

大規模な地震に備え、木造住宅の簡易耐震診断を今年度実

施する予定です。つきましては、事業実施に先立ち各世帯

の簡易耐震診断の意向調査を実施します。(昨年申し込まれた方は除きます)

耐震診断は町負担で無料となります。希望される方は、

産業建設課都市計画係へ6月中に問い合わせください。

簡易診断から
耐震補強工事まで

①簡易診断の実施

【現地での聞き取り調査など】
診断費用無料(町の補助)

②精密診断

①の診断結果により精密診断が必要とされる場合で、耐震補強工事を希望する場合。
【現地での精密診断】
診断費用無料(町の補助)



③耐震補強工事

補助制度あり

詳しくは問い合わせください。